

## 議案第16号 小松島市事務分掌組織条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

条例において法律を引用する条文の項ずれを改めるもの。

参考：地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

小松島市事務分掌組織条例(昭和48年小松島市条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1) 総務部 (2) 市民環境部 (3) 保健福祉部 (4) 産業建設部	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 (1) 総務部 (2) 市民環境部 (3) 保健福祉部 (4) 産業建設部	改正